

Title	小河滋次郎と英米の行刑学者たち：マコノキー、クロフトン、ブロックウエー
Sub Title	A biographical sketch of penologists: Ogawa, Maconochie, Crofton, Brockway
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2010
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.21 (2010. ) ,p.106(25)- 130(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20110331-0106">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20110331-0106</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 小河滋次郎と英米の行刑学者たち

——マコノキー、クロフトン、ブロックウエー——

小野修三

### 一、はじめに

サミュエル・ウォーカーはその著書『人気がある正義』（第二版、一九九八年）のなかで、不定期刑そしてそれに伴うパロール（保護観察）の歴史に関して、一九世紀イギリスの植民地オーストラリアのノーフォーク島におけるキャプテン・アレクサンダー・マコノキー（一七八七年～一八六〇年）の業績、そしてそのマコノキーに学んだサー・ウォルター・クロフトン（一八一五年～一八九七年）がアイルランドで行なった条件付き出所制度に言及し、さらに次のように記している。すなわち、

「クロフトンの実験の故に、多くのアメリカ人はパロールのことをアイルランド制度と呼んだ。クロフトンの書いた論文はまた〔一八七〇年開催第一回全米刑務所協会〕シンシナティ会議で読まれた。（中略）つまり、ボームとトクヴィルとがアメリカの刑務所を学ぶべくやって来たのとちょうど同じように、アメリカ人は他の国々からパロールの思想を借りたのである。」<sup>(1)</sup>

本稿はこうした「ことがら」の連続的継起に関する説明に対して、「ひと」の次元に立った説明を行なってみたいと思っている。というのは、「ひと」の次元に立った時、つまり伝記的な説明を試みる時には、不連続の側面が紛れもないからである。例えば、犯罪者たちを「社会復帰され得る存在だと信じて、マコノキーは後にブロックウエーがエルマイラ矯正所に適用する『点数』<sup>(2)</sup>制度を開発した」とサミュエル・ウォーカーは説明する。確かに二〇世紀に入り現役を退いたブロックウエー（一八二七年～一九二〇年）が執筆し

た自伝『刑務所勤務の五十年』（一九二二年）のなかでは、マコノキーらの名前が挙がっているが、しかしそれはブロックウェーが前世紀現役当時参考にするこの出来た行刑上の業績として、当初マコノキーらの仕事については知らなかったことを言わんがためであった。むしろ、ヨーロッパでの先行業績を参照することなく同じ仕事をアメリカでなし遂げた自分を誇っているように読める。すなわち、不定期刑の宣告に関して

「私が初めて執筆した当時、サー・ウォルター・クロフトンの名高いアイルランド刑務所制度について、ウエスタン・オーストラリア制度について、あるいはスペインのモンテシーノの注目すべき刑務所行政について私はその情報を持っていなかった。アメリカの場合と同一の基礎原理がこれらヨーロッパにおける実例のなかに脈打っていることは間違いないが、しかしアメリカの不定期刑の宣告制度は私が指摘する通り、それが適用される囚人の性格において幾分か異なり、そして市民の社会環境においては相当に異なり、また矯正手段の範囲および行使の仕方においても、後にエルマイラにおいて見られるように相当に異なっている<sup>(3)</sup>」。

一方イギリスでは一九九三年に刊行された『デイクシヨナリー・オブ・ナシヨナル・バイオグラフィ』補遺版<sup>(4)</sup>のなかで、これまで「行方不明者」だった一人としてアレクサンダー・マコノキーの名が登場した。ウォルター・クロフトンの名はそこでも見当たらない。確かに両者とも最新版（二〇〇四年）の『オックスフォード・デイクシヨナリー・オブ・ナシヨナル・バイオグラフィ』<sup>(5)</sup>では読むことが出来るけれども。

マコノキーという「ひと」は、アメリカではその不定期刑やパロールの関連でいずれにせよ必ず言及される有名な人物<sup>(6)</sup>であるにも係わらず、何故に母国の人名事典『デイクシヨナリー・オブ・ナシヨナル・バイオグラフィ』にこれまで掲載されない「忘れられた人<sup>(7)</sup>」だったのか。本稿はイギリスの行刑学の世界、広くは統治の世界ではマコノキーが疎まれた存在であったためではないかと考えている。そのようなマコノキーの扱われ方は、日本の行刑学の世界、広く統治の世界における小河滋次郎の場合と一種共通するものがあるように思われるので、ここではまず小河の場合において叙述し、小河との対比においてマコノキー、さらにクロフトン、ブロックウェーについても若干言及したいと思う。

注

- (1) Samuel Walker. *Popular Justice: A History of American Criminal Justice*, Second Edition (New York: Oxford University Press, 1998), p.103.
- (2) *Ibid.*
- (3) Zebulon Reed Brockway, *Fifty Years of Prison Service: An Autobiography*. Originally published 1912, reprinted 1969 by Patterson Smith Publishing Corporation, Montclair, New Jersey, p.134.
- (4) *The Dictionary of National Biography: Missing Persons*. Edited by C.S. Nicholl (Oxford: Oxford University Press, 1993), pp.417-418.
- (5) *Oxford Dictionary of National Biography*. Edited by H.C.G. Matthew and Brian Harrison. Vol.35 (Oxford: Oxford University Press, 2004), pp.974-975. 『オックスフォード大辞典』 同書 Vol.14, pp.253-255. 『オックスフォード大辞典』 同書 Vol.14, pp.253-255. 『オックスフォード大辞典』 同書 Vol.14, pp.253-255.
- (6) Frederick Howard Wines, LL.D., *Punishment and Reformation: An Historical Sketch of the Rise of the Penitentiary System* (New York, Boston: Thomas Y. Crowell & Company, 1895), pp. 185-188.
- (7) Kenneth Maconochie, Captain Alexander Maconochie, RN, KH.: Sociologist and Penal Reformer. "Howard Journal", Vol.9, No.3 (1956), p.235. 『イギリス大辞典』 *Biographical Index*, edited by David Bank & Anthony Esposito, University of Glasgow (London, Melbourne, Munich, New York: K. G. Saur, 1990), 728, 46-47. 『イギリス大辞典』 Boase, F., *Modern English biography*, 6v. 1892-1921. 『イギリス大辞典』 O'Byrne, W.R., *biographical dictionary*. 1849. 『イギリス大辞典』 の二文献中の記事が収録されている。マコノキーの没年は一八六〇年なので、後者の記事はその存命中の記録であり、「彼はロンドン地理学協会の前事務局長であり、現在はヴァン・デーメンズ・ランド副知事の秘書である。既婚で、子供がいる」と結ばれている。

## 二、小河滋次郎に向けられた好意と敵意

本稿の筆者は小河滋次郎に関する評価としては、その恩師穂積陳重による次の証言を以前に紹介したことがあるが、現在はこれに一定の疑義を感じるに至っていることもあり、ここでもう一度紹介したいと思う。すなわち、

「監獄行政はだいぶ長い間内務省で主管されて居たが、明治三十一、二年頃司法省に移管され、従て小河君も共に司法省に行つた。即ち小河君は内務司法の兩省に活躍したのであるが、どちらかと云ふと内務省時代は得意で、司法省時代は失意であつた。」と

云ふ譯は、内務省は、監獄は社會の爲に存在して居るとの觀念が強いのであるが、司法省で見ると、監獄は罪惡の報であるが故に、監獄の爲に監獄があるやうに考へられたのである。<sup>(8)</sup>

監獄行政が内務省から司法省へと正式に移管されるのは明治三三年であり、この点は訂正を要するが、小河に関して穂積が提示する「得意」の時代と「失意」の時代という分け方自体はなお十分に説得的だと思う。ただ本稿の筆者が最近不満に思うようになったのは、その「失意」の時代が監獄行政の移管と共に始まるとする見方である。穂積は「小河君の考はどちらかと云ふと、思想の傾向が内務省的であつて、司法省的ではなかつた。故に時々私の宅などに來て不平を洩して居た。さうして遂に小河君は清國獄制顧問と云ふ名目で彼の國へ赴任した<sup>(9)</sup>」と説明し、まずもつて得意と失意を内務省時代と司法時代とに分けて考えていたわけだが、本稿の筆者は穂積が言うところの「遂に」清國獄制顧問として赴任したその明治四〇年代初めから小河の「失意」の時代は始まる、と考えたいと思う。その赴任以前の司法省時代はまだ決定的な「失意」の時代ではなかつたように思われるからである。以下はその点を昭和八年刊行の『刑務所長會同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集』（刑務協會）からの引用によつて論じて見たいと思う。

そこでは、内務省内においていかに小河の主張が受け入れられていたかを何人かの訓示演述から紹介したい。最初は明治三〇年典監獄會議の席上での樺山資紀内務大臣演説である。すなわち、

「諸君ニ本官ノ意向ヲ陳述シテ置キタイト思ヒマス（中略）一體此監獄ノ事ニ付キマシテハ從來御研究モアリ夫々能ク御勉勵下サレテ追々此改良ノ効モ見エル譯テアリマセウカ此文明ノ眞想ヲ其國ニ於テ見ルコトハ監獄ヲ見ルニ如クハナイト云フコトヲ兼テ承知シテ居ル（中略）小河典獄ハ此萬國監獄會ニ臨マレテ親シク各國ノ監獄ノ情態組織等モ知悉セラレテ居ル我々モ過般來夫々小河君カ實驗セラレタ處ヲ承知シテ誠ニ惑ヒヲ開クコトニナリマシタ此監獄改造ニ付テモ今申ス通り文明ノ國テモ今ニ適セヌト云フコトヲ聞キマシタカラ余程之ヲ講究シテ此時勢ニ適當ナル構造ヲ計畫セネハナラヌ依テ小河君ニ其事モ内命シテアル本官ノ希望スル處ハ願クハ全國一統ニ此監獄構造モ改良ニナリタイト云フ考ヘヲ持テ居リマス」<sup>(10)</sup>

小河はパリで開催される第五回万国監獄會議に政府委員として初めて出席するため明治二八年三月に日本を離れ、會議終了後も滞歐生活を続け、ベルリン、ボンでの留學生生活を経て、明治三〇年一月に帰国していた。<sup>(11)</sup>したがって、この樺山内務大臣演説は小河にとつ

ては帰朝後間もない頃に行なわれ、小河の出張報告を高く評価するものだった。なお明治三〇年当時小河は内務省監獄局事務官であつたはずで、何故に「小河典獄」と呼ばれていたかは不明である。

次に明治三二年五月典獄会議の席上での大久保利武内務省監獄局長の演説を見てみよう。すなわち、

「今度大臣ヨリ御招集ニナリマシテ諸君ノ此處ニ御會同ニナリマシタノハ唯今大臣次官ヨリ縷々御諭示ニナリマシタ此改正條約ノ期ガ此七月ト云フ誠ニ間近カナ期ニ差迫ツテ參ツタコトデゴザイマスガ色々考ヘテ見マスルト我ガ監獄ノ歴史ニ就テ今日ハ誠ニ特記スヘキ時代ニ恰モ到來シテ居ルト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレハ多年我官民共ニ熱望シテ其成功ヲ俟ツテ居リマシタ條約改正ガ其功ヲ奏シマシテ正シク實施ニナルト云フコトニ至リマシタルハ實ニ我監獄ノ歴史ニ特記スベキコト、思ヒマスルシ、又我々當局者ガ其時代ニ立ツテ監獄ノ事ニ從事スルト云フハ非常ニ名譽ナルコトデアリ又光榮アルコト、思フノデゴザイマス是カラ文明國ノ仲間人ヲシマシテ文明國ノ人々モ我ガ司法權并ニ行政權ノ下ニ立ツテ御互ノ行政權ノ下ニ立ツテ刑罰モ加ヘ文明國ノ人々ヲ教誨モシ教育モシ凡テ我ガ國民同様ニ取扱フコトニナルノデアリマスカラシテ諸君ノ責任ト云フモノハ申スマデモナイ今日一層其重キヲ加ヘルコト、考ヘテ居リマス夫ニ就キマシテモ内務省デハ種々準備ヲ致シテ置キマシタコトガ、ゴザイマスカラシテ今日ヨリシテ諸君ノ諮問ニ掛ケテ御意見ヲ叩キ又將來此監獄ト云フ至難ノ事業ヲヤリ遂ゲテ我帝國ノ文明國トシテノ國威ヲ發揚センコトニ努メラレタイ御主意テ招集ニナツタコト、思ヒマス」<sup>(12)</sup>。

明治三二年七月条約改正に伴う外国人犯罪者に対する日本政府による権限行使が開始された当時、外国人すなわち「文明國ノ人々モ我ガ司法權并ニ行政權ノ下ニ」置かれるという「我帝國ノ文明國トシテノ國威」の「發揚」が小河らによる「監獄改造」の努力によって可能となった瞬間が記録されているわけだが、これと同時に期に行刑権限の内務省から司法省への移管、また監獄費国库支弁が行なわれた。これらの政策転換直前の明治三三年典獄會議席上における西郷従道内務大臣演説にはこうあつた。すなわち、

「本年十月ヨリ監獄費ハ總テ國費ヲ以テ支辦スル事トナリ從ツテ諸君ニ於テモ爾今一層經費ノ節約ヲ計リ漫リニ國庫ノ負擔ヲシテ重カラシムルコトナク進ンテ益々之カ改良ヲ遂ケ罪囚處遇ノ方法ニ於テ劃一公平ヲ期セシメンコトヲ計ラルヘシ」<sup>(13)</sup>。

そしてこの監獄費国库支弁が始まるに際しては、内務大臣演説にある「一層經費ノ節約」だけではなく、次の内務次官訓達にある通

り「監獄ノ収入ヲ増加スルコト」も考えられていた。すなわち、

「監獄ノ規律ヲ紊シマセヌ限りハ奨勵ヲ加ヘテ而シテ監獄ノ収入ヲ増加スルコトヲ圖ルコトニ御注意ニナルコトカ是又必要ノコトデコサイマス要スル所監獄ノ經濟ハ將來ニ於キマシテハ自カラ自衛獨立ノ方針ヲ採リマシテ此方針ニ向ツテ進ミマスルコトカ國ノ財政上ヨリ申シマシテモ又ハ此監獄ノ改良ヲ將來計畫致シマスル上ニ於キマシテモ何事ニモ附添ヒマスルコトハ經費ノ事テコサイマス」<sup>(14)</sup>。

そしてこれに続く久保田貫一監獄局長演説では「一面消極ニ費用ヲ節減致シマスル方ノ注意ハ勿論又積極ニハ此作業上ノ収入ノ増加ヲ圖リマスルコトハ大層必要ナコトニナツテ參リマス（中略）猶唯此經費ヲ節減スル収入ヲ増加致ス斯ウ云フ事ハカリヲ御話致シマスルト或ハ語弊カコサイマシテ何かツイ監獄テ金儲サヘスレハ宜イ様ナコトニ或ハ言葉ノ足りマセヌ爲メニ御考ニナラレマシテハ一大事テアリマス勿論是等ハ辯解ヲ致シマスルノ必要ハコサイマセヌカ唯此場合心配ノ餘リ經濟々々ト云フコトヲ申シマスルト左様ナ行違ヒヲ生シマシテハナリマセヌカラ一言申述ヘテ置キマスル」<sup>(15)</sup>とあつた。

一方、政策転換直後の明治三四年九月に開催された典獄會議の席上、清浦奎吾司法大臣は次のような演説を行なつた。すなわち、

「監獄主管ノ移動及ヒ監獄費國庫支辦ノ實施以來各位ヲ本省ニ召集シタルハ今回ヲ以テ始メトス召集ノ旨趣ハ此ノ獄制改良ノ上ニ一新紀元ヲ開キタル以來ノ施設及ヒ將來ノ經營ニ關シ親シク指示ヲナシ且ツ汎ク之ニ對スル各位意見ヲ諮問スルノ必要アルヲ認メタレバナリノ昨年七月監獄事務ヲ以テ本省ノ主管ニ移シタル以來本省ニ於テハ其整理ノ實況ヲ監督視察セシメシカ爲メニ特ニ監獄局長ヲ始メ關係官吏ヲ各地方ニ派シ周到ナル調査ヲ爲サシメタルニ概シテ比較的成績良好ナル報告ニ接スルヲ得タルハ本大臣ノ大ニ満足トスル所ナリ是畢竟各位力能ク監獄改良ノ本旨ヲ體シテ銳意其職務ニ軼掌セラル、ノ結果タルヲ疑ハスト雖モ尚ホ益々進ンテ治獄ノ改善ヲ施スヘキノ事項少カラス各位ハ宜シク今日ノ小成ニ安ンスルコトナク一層大ニ奮勵努力セラル、所アラン事ヲ望ム（中略）ノ作業ハ行刑ノ要素ニシテ之ニ依テ以テ懶惰ノ性ヲ矯メ勤勉自活ノ習慣ヲ馴致スルノ目的ナリ之ヲ利用シ併セテ以テ監獄ノ収入ヲ計ルノ用ニ充ツルハ最モ必要トスル所ニシテ此點ニ關シ各位ノ監獄經濟ニ注意スルハ甚タ満足スル所ナリト雖モ尚ホ一層能ク作業眞旨趣ノ在ル所ヲ解シ彼等無職ノ徒ヲシテ有益ノ業務ニ就キ其全力ヲ注テ之レヲ勤勉スルノ美風ニ馴致セシメサル可カ

ラス既ニ監獄作業ヲ以テ行刑ノ一手段ト爲ス以上ハ漫ニ收入等ニ重キヲ置キ之レカ爲メ終ニ必要ノ教誨教育時間ヲ短縮シ若クハ其  
他刑罰執行ノ旨趣ヲ破ルニ至ラシムルガ如キコトアル可ラス<sup>(16)</sup>。

この明治三四年という既に司法省に行刑権限が移管された時点で、作業は「懶惰ノ性ヲ矯メ勤勉自活ノ習慣ヲ馴致スルノ目的」で行  
なわれるとの原則が、司法大臣によって確認されていた。清浦奎吾の演説ではあったが、「作業ハ行刑ノ要素」とする小河の行刑学<sup>(17)</sup>の  
代弁でもあったと言える。小河の行刑学を採用せんとする傾向は続く明治三六年四月の典獄會同席上での清浦奎吾司法大臣演説要領筆  
記でも露わであった。すなわち、

「監獄事業ハ司法事業ト形影相伴フノ密接ナル關係ヲ有スヘキハ言フヲ俟タス同時ニマタ犯罪ノ事前事後ニ關スル行政各般ノ設  
備殊ニ警察、教育、濟貧、少年感化、免囚保護等ノ制度ト歩調ヲ齊一ナラシムルヲ俟テ始メテ其犯罪豫防制遏ノ任務ヲ全フシ得ヘ  
キモノナルカ故ニ各位ハ宜シク厚ク此點ニ注意ヲ加ヘ其監督權ノ地方行政長官ノ手ヨリ離レタリトノ故ヲ以テ或ハ知ラス識ラスノ  
間ニ行政官廳トノ疏通ヲ缺クニ至ルカ如キコトナカラシムヘキハ勿論地方長官ニ對スル職務上ノ關係ハ事實殆ント従前ノ如クナリ  
トノ心得ヲ以テ事ニ應シ自ラ進シテ其好意的指導ヲ求ムル等一層努メテ地方行政官廳トノ關係ヲ親密ナラシメンコトヲ要ス<sup>(18)</sup>。

「犯罪豫防制遏」は「行政各般ノ設備殊ニ警察、教育、濟貧、少年感化、免囚保護等ノ制度ト歩調ヲ齊一ナラシムルヲ俟テ始メテ」  
可能になるとは、明治二〇年代からの小河の持論<sup>(19)</sup>であり、それをそのまま典獄らに清浦は司法大臣として訓示していたことになる。さ  
らに清浦は小河の持論たる少年犯罪への教育的対応、すなわち「幼年監獄ニ對スル理想」も共有していた。同じ明治三六年四月の典獄  
會同席上で、清浦奎吾司法大臣はこうも述べていた。すなわち、

「一般犯罪豫防ノ設備ニ就テハ今尚不完全ナルヲ免カレザルノ實況ナリト雖モ少クモ累犯防遏ノ方法ニ就テハ監獄行政ノ上ヨリ  
之レニ向テ尚ホ大ニ力ヲ竭スベキ餘地ナキニ非ス犯罪者ノ類別其宜シキヲ得テ之ニ對シテ各々其ノ相當ノ處遇ヲ施シ罪惡傳播ノ弊  
ヲ防グト共ニ進ンデ改良感化ノ道ヲ講スルカ如キハ固ヨリ治獄ノ要務トシテ當局者ノ努メザルベカラザル處ナルハ勿論ナリト雖モ  
殊ニ幼年犯罪者ニ對シテ之ヲ改良感化スルノ道ヲ講スルコト累犯防遏ノ上ニ最モ必要ニシテ且有効ナル急務ナリト信ズ然ルニ今日  
ニ於ケル監獄ノ實況ニ就テ之ヲ見ルニ此點ニ關スル設備及ビ管理ノ甚ダ不完全ナルカ爲メニ監獄ニ拘禁スルノ結果或ハ益々幼年犯



罪者ヲ惡化セシムルノ弊ナキヲ得ス是レ蓋シ普通同一ノ監獄ニ之ヲ集禁スルノ結果トシテ殆ント避クヘカラサルコトナリト謂フヘシ能ク此弊ヲ防テ次テ幼年犯罪者處遇ノ道ヲ全フセントナラハ別ニ幼年監獄ナルモノヲ設クルカ若クハ一監獄内峻 巖ナル離隔ノ下ニ幼年拘禁部ヲ特置スルニ如カス依テ將來ニ於テハ漸次此方針ヲ以テ設計セシムル所アランコトヲ期シ既ニ其ノ第一着手トシテ埼玉監獄ノ川越分監ヲ幼年監ニ指定シ假リニ東京ヲ始メ附近二三ノ地方ニ生スル幼年囚及懲治人ヲ此ニ集メ定員七八十名内外ノ範圍ニ於テ試ミニ先ツ其管理ノ利害便否ヲ經驗セシムルコト、セリ其實唯タ從來ノ支署其儘ノ物ヲ幼年監ニ指定シタリト謂フニ過キスシテ敢テ之レカ爲メニ特別ノ施設ヲ加ヘタルニ非ス且ツ經驗ノ日尚ホ淺キヲ以テ其成績ニ就テ未タ是非ノ判定ヲ下スコト能ハスト雖トモ然カモ典獄始メ部下職員ノ熱心以テ經營盡力スル處アリシ結果略ホ幼年監獄ニ對スル理想ノ空シカラサルヘキヲ信認スルヲ得ルニ至レリ其ノ幼年囚ト懲治人ト性質ノ全ク相異ナルヘキ者ヲ同一場所ニ集禁シタルカ如キハ固トヨリ實際上ノ必要ニ基キタル一時ノ變例タルニ過キス幼年監獄設置ノ精神ニシテ若シ能ク實際ノ上ニ活動セラル、ヲ見ルニ至ラハ自ラ司法上懲治處分ノ増加ト共ニ幼年囚ニ對スル刑期等ニモ亦實功ニ適スヘキ相當ノ斟酌ヲ見ルニ至ルヘク早晚更ニ進テ懲治人ヲ幼年囚ヨリ離隔スルノ必要アルヘキハ今ヨリ豫期スル處ナリ尚幼年監ノ設置ニ對スル將來ノ計畫ニ就テハ別ニ案ヲ具シテ各位ニ諮詢スル處アルニ依リ能ク實際ノ便否ヲ考查シテ以テ其意見ヲ提出センコトヲ望ム<sup>(20)</sup>。

この「埼玉監獄ノ川越分監ヲ幼年監ニ」という形での、行刑における教育の要素の重視という政策が、司法大臣の演説のなかで明確に掲げられていたことを觀察する以上、小河の司法省時代を「失意」の時代と呼ぶわけにはいかないだろう。その政策こそ小河の主張そのものだったからである。また、この明治三六年の司法大臣演説に続く指示事項のなかで、その十七番目として次の一項目が示されていた。すなわち、

「現今各監獄ノ實況ニ就テ之ヲ觀ルニ教育ハ單ニ幼年囚ノミニ之ヲ施シ未丁年囚ニ對シテハ往々全ク之ヲ行ハサル向ナキニアラス教育ノ感化上有効ナルハ今更ニ言ヲ要セス未丁年者ハ概シテ教育ノ必要アルカ故ニ就學若クハ自修ノ方法ニ依リ彼等ノ心性ヲ陶冶啓發セシムヘキハ勿論ニシテ丁年以上ノ者ト雖モ必要ト認メタル者ニ對シテハ便宜教育ヲ施スコトアルヲ要ス而シテ此等ノ就學ヲ要スルモノ、教育時間ハ一週六時間ヲ超ユルヘカラス」<sup>(21)</sup>。

こうした「教育」への配慮ないし小河の行刑思想の影響力は、日露戦争という「軍國多事ノ難局」（一四二ページ）において「監獄經濟ノ要義」（同右）を肯定しつつも、なお浸透していたと見るべきであろう。明治三八年五月典獄會同席上での波多野敬直司法大臣訓示演説のなかでは、教誨に関して次のような個所がある。すなわち、

「教誨ノ力ハ固トヨリ一朝ニシテ能ク奏功ヲ期待スヘキニ非ス、然カモ彼レノ境遇ハ少クモ同情慈光ノ糧ニ渴仰スルノ切ナルヲ疑ハス、善人尚ホ往生ス況ンヤ悪人ヲヤ、他力濟度ノ門ハ正ニ彼レノ前ニ開カレツ、アルモノナリト謂フヘシ、能ク開發ノ機縁ヲ察シ誘導其宜シキヲ得ルニ於テハ教化ノ功、更ニ大ニ見ルヘキノアリト信ス、教務當局者ハ普ク罪囚個人ニ直接シ深ク其真相ヲ知悉スル所アルト共ニ厚ク彼レノ信賴ヲ繫キ敬仰ヲ受クルニ至ラサルヘカラス」<sup>(22)</sup>。

「親鸞信者」たる小河が代筆したのではないかと思わせるほどの一節である。それとも波多野司法大臣自身が浄土真宗の信徒だったのだろうか。いずれにせよ、明治三八年の段階で小河の行刑理論が司法省において影響力を失っていないことが証拠ではないだろうか。この小河を全面否定する矢が典獄會同で放たれたのは、『刑務所長會同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集』で見える限り、明治四一年六月に行なわれた同會同での小山温監獄局長演説において初めてであった。この嚆矢は小河が「清國獄制顧問と云ふ名目で彼の國へ赴任した」後に放たれたものであり、小河の面前では決して語られることになかった小河批判であった。「犯罪豫防制遏」のためにはいかなる方策が相応しいかという議論は消え、「監獄ハ紀律ノ府」なのだから「紀律ヲ嚴ニ」するとの同語反復が只管語られているように見える。すなわち、

「代々ノ司法大臣ノ訓示演説ヲ拜見致シマス、常ニ監獄ニ於テハ紀律ヲ嚴ニシナケレハナラヌトイフコトヲ訓示サレテ居ル。

又現ニ一昨日ノ大臣ノ訓示ニモ『紀律ハ監獄ノ生命ナリ』トイハレテ居ル、實ニ其通りテアル。監獄ハ紀律ノ府テアル。紀律ニ依ツテ存在スルノテアル。紀律カ弛緩シタナラハ、紀律カナイナラハ監獄ハ唯一ツノ建物タルニ過キヌノテアル。刑罰ノ執行ハ其性質トシテ嚴正テナケレハナラヌ。故ニ監獄ニ於テハ最モ嚴正ニ紀律カ行ハレネハナラヌノテアル。犯罪人ヲ待ツニハ紀律ヲ以テシナケレハナラヌノテアル。我々常ニ聞ク所テアリマス。犯罪人ト雖モ人類テアル。刑罰ニ處セラレタ者ト雖モ人間テアル。故ニ人類トシテ取扱ハネハナラヌトイフコトハ能ク聞クコトテアル。之レハ其通りテアル。人類トシテ取扱ハネハナラヌノテアル。ソレ

ヲ逆ニ本官ヲシテ言ハシムレハ犬ヤ猫ヲ可愛カルヤウナ風ニ可愛カツテハイカヌノテアル。心アル人間トシテ取扱ハネハナラヌノテアル。人類トシテ哀憐ノ情カナケレハナラヌ。監獄官吏ハ同情ノ念カナケネハナラヌ。ソレハ勿論ノ話テアル。併シナカラ其哀憐同情トイフコトハ譬ヘテ申サハ嚴父カ其兒ニ對スルモノテナクテハナラヌ。愚母カ其寵兒ニ對スルモノテアツテハナラヌノテアル。老牛舐犢ノ愛トイフ愛テアツテハナラヌノテアル。刑罰ニ處セラレタル者ハ可哀相テアル。故ニ紀律ヲ弛ネナケレハナラヌトイフコトハトウシテモ言ハレナイト思フ。可哀相テアルカラ紀律ヲ嚴ニシテ、其破リタル紀律ニ服セシムルノテアル。國家ノ紀律ヲ破リタル爲ニ刑罰ニ處セラレタノテアル。徒ラニ紀律ヲ弛メテ犬猫ヲ愛スルカ如キニ愛シタレハトテ、唯驕ラセルノミテアツテ、之ヲ善心ニ立返ヘラシムル即チ紀律ニ從フノ人民タラシムルコトハ出來ナイコト、信スルノテアル。ソレハ監獄一般ニ就テ申シタノテアリマスカ、監獄法第二條ノ監獄、即チ幼年監トイフモノモ、監獄以外ニ二十八歳未満ノ者ヲ出ストイフノテハナイ。十八歳未満ノ者ハ大人ノ惡感化ヲ受ケ、大人ニ教ヘラレルコトヲ避ケルト同時ニ、教育ヲ施シ作業ヲ課スル上ニ於テ大人ト同視スルコトカ出來ナイカラ別ノ監獄ニ容レルノテアル。故ニ矢張り監獄テアツテ、監獄ノ外ニ出スノテハナイ。換言スレハ感化院テモナク學校テモナイ。或ハ十八歳未満ノ不良少年ハ監獄ニ送ラスシテ、即チ刑罰ヲ科セスシテ監獄以外ニ送り、或ハ學校ニ送ツテ教育セシムルカ得策テアルトイフ説ハコサイマセウ。強チ其説ヲ惡ルイトハ申サヌ。併シナカラソレハ國家カ如何ニ制度ヲ立テルヤトイフ時ノ議論テアツテ、立法問題テアル既ニ國家カ刑罰ヲ科スヘキモノトシテ監獄ニ容レマシタ時ニ司獄官カ云々スル問題テハナイノテアル。監獄タルコトニ疑ナイ。既ニ監獄テアレハ他ノ監獄ト共ニ紀律ヲ嚴正ニ守ラナケレハナラヌコトハ勿論ノ話テアル。幼年者タカラシテ紀律ヲ破ラシムルトイフコトノヨイ筈カナインノテアル。幼年ノ中ニ紀律ニ從ハセネハ紀律ニ從ハサルヲ以テ恒トスル者ニナルノテアル。故ニ監獄ニ容レルノテアル。然ルニ再ヒ監獄テ紀律ヲ亂サシムル習慣ヲ付ケマスレハ、決シテ是カ善良ナル國民トナルヘキ筈カナインノテアル。犯罪防遏ノ目的ヲ達スルコトカ出來ナイノテアル。然ルヲ監獄官吏カ幼年監獄ヲ感化院トシ或ハ學校ト爲シタリトスレハ監獄官吏カ國家ノ法制ヲ自己ノ説ニ從ハシメタノテアル。國家ノ紀律ヲ破ツタノテアル。自己カ紀律ヲ破ツテ他人ニ紀律ニ從ハシメヤウトイフコトハ到底出來ナイ相談テアル。諸君此點ニ三思セラレムコトヲ望ム<sup>(24)</sup>。

そしてこの明治四一年六月の小山温監獄局長演説から一年も経たぬ明治四二年四月開催の典獄會同の席上、同局長はさらに次の演説

を行なつた。ここには言わば刑務所の内側における、行刑の現場から小河の行刑理論を根絶やさんとする意図を越え、刑務所の外側に広がる同時代の秩序全般をコントロールする意図が鮮明である。すなわち、

「刑罰執行ノ目的ノ一ガ囚人ヲ感化スルニアルト云フコトハ疑ノナイトコロデゴザイマシテ、之ニ對シテ反對ヲスルノデハナイ、併シナガラ所謂感化主義ナルモノ、侵潤スルトコロガ餘リ甚ダシクハナイカトイフ感ジヲ本官ハ有シテ居ルノデアル、受刑者ヲシテ過ヲ改メテ善ニ遷ラシムルト云フコトガ目的ノ一デアルガ、只ソレノミガ刑罰執行ノ目的デハナイノデアル、學者ノ所謂特別豫防ノ外ニ一般豫防ノ効力ト云フモノハ大ナルモノデアル、語ヲ換ヘテ言ハバ累犯ヲ絶滅スルトイフコトガ刑罰執行ノ目的ノ全體デハナイノデアル、初犯ヲモ絶滅ニ歸セシメネバナラスノデアル、累犯絶滅即チ一度監獄ノ門ヲ潜ツタ者ハ善人ニスルト云フノハ非社會性ヲ有ツテ居ル者ハ兎モ角モ一度監獄ノ門ヲ潜ラネバナラスト云フコト、同ジコトニナル、刑罰ノ目的ハサウデハナイト信ズルノデアル、刑ハ無期ヲ期スルト云フノハ古來ヨリノ言葉デアツテ間違ノナイ言葉デアルト信スル、ソレデアリマスカラ感化主義結構デゴザイマスガ諸君ノ監獄ニ拘禁セラレルトコロノ人間ノミヲ目的トシテ居ラレテハ視界ガ狭キニ失スルノデアル、常ニ世上一般ノ刑罰執行ニ關スル觀念如何ヲ考慮セネバナラス、或ハ或ル一人ヲ感化スル爲ニハ極メテ大事ニシテヤル、極メテ可愛ガツテヤルト云フコトデ目的ヲ達スルカモ知レマセヌ、併ナガラサウ云フ刑罰ノ執行ヲシテ世上一般ノ人ガ何ヲ考ヘル、刑罰ハ犯罪行為ニ對スル制裁デナクシテ國家ノ費用ヲ以テ可愛ガツテ貰フト云フ動機ヲ作ルモノデアルト云フコトニナリハシナイカ、ソレデアリマスカラ繰返シテ申シマスガ、感化ト云フモノニ反對スルノデハナイ罪囚ニ對シテハ改過遷善セシムルコトヲ務ムルノハ勿論デア  
ルガ併ナガラ尚ホ常ニ世上一般ノコトヲ忘レテハナラス、刑罰ノ執行ハ其人ニ對シテ行フノミデナイ、一人ニ刑罰ヲ行フノハ國民全體ニ對シテ行フノデアルト云フコトヲ忘却セラレザルコトヲ希望イタシマス<sup>(25)</sup>。

間違ひなく、明治四一年、四二年の典獄会同において司法省の政策の重点が、近代日本において人々が社会生活を営む上で障害となる社会生活上のルール違反（「非社會性」）としての犯罪とそれに対する刑罰から、「國家ノ紀律ヲ破リタル」犯罪とそれに対する「國民全體ニ對シテ行フ」刑罰へと転換される瞬間をわれわれは目撃する。司法省の関心が國民の國家に対する犯罪、政治犯に向けられること、もつと端的に言えば、国体変更を目指す國民の行為は嚴罰に処するという方針が明確に打ち出されるに至つた。

明治政府のこのように確認される政策転換に関して、石坂巖はその『知の定点』（一九八四年）では、日本における資本主義の発展に起因するものであるとして、次のように説明した。すなわち、

「問題が本質的にあらわれてくるのは、資本主義の発展そのものが、その前提であり、基盤でもある天皇制的秩序を揺り動かしかねない事態を生み出したところにあった。資本主義的ブルジョアジーとプロレタリアートの出現である。（中略）労働者の階級的自我意識はもちろんのこと、ブルジョア層内部の個人主義の拡がりも、一君万民制の天皇制秩序を土台から掘り崩すものであった。／労働者階級の社会的活動（階級運動）をたたき、同時に芽生え始めた（自我）を、個人の内面の奥深い底に押しこめる。これが仕組まれ、でっちあげられた『大逆事件』の政治的演出者の意図であった。<sup>(26)</sup>」

時代はまさに明治四三年の大逆事件前夜であり、国民の側における天皇を主権者として認めない犯罪への「犯罪豫防制遏」を行なうことこそが「犯罪豫防制遏」であり、青年の「改良感化ノ道」を整備することで「犯罪豫防制遏」を図ることが出来るとの見通しは、小河の清国派遣に象徴されるように、もはや政府官僚の考慮の外に追いやられた。小河の「失意」の時代の訪れ、小河と近代日本の行刑史との接点<sup>(26)</sup>が失われる瞬間であったと言えよう。

- (8) 穂積陳重「小河滋次郎博士と監獄學の専攻」、『穂積陳重遺文集』第三冊（岩波書店、昭和九年）四五四～四五九ページ。拙稿「小河滋次郎―監獄行政官僚の誕生―」、『三田商学研究』四一卷四号（一九九八年一〇月）、一七六～一七七ページに引用。
- (9) 同右、一七七ページ。
- (10) 『目明治十七年十一月至昭和七年 刑務所長會同席上ニオケル訓示演述注意事項集』（刑務協會、昭和八年）、二二～二五ページ。なお以後『刑務所長會同』と略称。
- (11) 拙稿「若き日の小河滋次郎」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第一〇号（一九九九年）七ページ参照。
- (12) 『刑務所長會同』五一～五二ページ。
- (13) 同右、六三ページ。
- (14) 同右、六六ページ。
- (15) 同右、七三～七四ページ。

- (16) 同右、八二～八四ページ。
- (17) 小河滋次郎「給與工錢ノ旨趣ヲ論ス」、『警察監獄學會雜誌』第二号、一七ページ。拙稿「小河滋次郎―監獄行政官僚の誕生―」、『三田商学研究』四二巻四号（一九九八年一〇月）、一八〇ページに引用。
- (18) 『刑務所長會同』、九九ページ。
- (19) 小河滋次郎「監獄ハ内務省ニ属スヘキヤ將タ司法省ニ属スヘ（キ）ヤノ問題ニ就テ」、『監獄學雜誌』第三卷第二三号、明治二五年九月、一四ページ。拙稿「統治のなかにも自治、自治のなかにも統治」、高島通敏編『現代市民政治論』（世織書房、二〇〇三年）九九～一〇一ページに引用。
- (20) 『刑務所長會同』一〇四～一〇五ページ。
- (21) 同右、一一四ページ。
- (22) 同右、一四六～一四七ページ。
- (23) 相田良雄「小河滋次郎博士に関する思出」、『児童保護』第一〇巻第四号、八四ページ。拙稿「小河滋次郎とその時代」、市川・梅垣・柴田・中道編『現場としての政治学』（日本経済評論社、二〇〇七年）二二九～二四七ページに引用。
- (24) 『刑務所長會同』、二二〇～二二二ページ。
- (25) 同右、二四五～二四六ページ。
- (26) 石坂巖『知の定点』（木鐸社、一九八四年）一四四～一四七ページ。

### 三、アレクサンダー・マコノキーに向けられた好意と敵意

メアリー・カーペンターは一八七二年に出版された著書『矯正的行刑規律』のなかで、キャプテン・マコノキーについて、彼は「おそらくこれまでに整備された矯正的行刑規律における最高にして最大の成果を一八四〇年ノーフォーク島で挙げた」<sup>(27)</sup>と評し、マコノキー自身が一八三九年に残した言葉を引用して、再犯者への再度の処罰（secondary punishment）に関して次のように紹介した。すなわち、

「再犯者への再度の処罰が唯一直接的に目指すのは、可能であるなら、改心であるべきだが、しかし、すべての場面において、

そこに置かれた諸個人が発する自らへの命令に対する十分な従順と訓練が目指されるべきだ、と考えられている。その結果として、彼等が社会のなかでその十全なる特権を一度は失った後、再び取り戻すことが出来る前に、彼等はそれを取り戻すに値し、そしてそれを悪用しそうにはないことを十分に証明しなければならぬのである。この原理は刑罰それ自体を禁ずるものではなく、その逆に、刑罰は悔俊と従順の心を引き起こすためには不可欠であろうと常に思われ、さらにまた、既に推測される如く、抑止力を有する実物が置かれている光景が見失われることがあつてはならないと信じられている。しかしながら、次の特徴を持った両要素が処遇の際に必要とされる。すなわち第一に慈愛に満ちた光のなかに置くことであるが、そうであっても余りにもしばしば報復を目的としていると思われてしまう。そして第二には、個々人の頑迷さに対しては常にそして必然的に打ち勝つ法律を明示することであるが、多くは頑迷さによって打ち負かされてしまう。<sup>(28)</sup>

そしてこうした現実認識に対応した方法として、マコノキー自身の工夫の言葉がさらに引用される。すなわち、

「最終的な改心ないしこれに代わり得る持続的な従順さや自己への命令が、かくして再犯者への再度の処罰の、第一目的となるわけだが、ここではまず採用される手続きを過去に向けた特定の刑罰と未来に向けた特定の訓練とに分け、そして次に、後の段階でのこととなるが、出来る限り普通の生活と似通った関係になるように囚人たちをグループ分けすることで、初めて所期の目的が十分に追及され、検証される。(グループ分けの際には、とりわけ、囚人自身が自分たちの間には共通の利害があるのだと認識することが出来るような、小集団ないし仲間に細分化され、そしてそうした場ですぐ満足をもたらすものと交換可能であり、かつそれを一定数貯めることが自由を回復するに先立ち必要とされる、そうした称賛の点数<sup>マールク</sup>という形で賃金を受け取る。)かくして社会のなかで社会に対する準備が行なわれ、行動的、社会的な美徳の実践と養成を目指し、行動的、社会的な悪徳の体的、自由意志的な抑制を目指す、その足場が確保されるのである。<sup>(29)</sup>

メアリー・カーペンターの場合には、この「点数」制度を一九世紀前半に考案し、実施したキャプテン・マコノキーに学んだサー・ウォルター・クロフトンが、一九世紀後半にアイルランドで行なった実験についてさらに議論を展開して行くが、本稿ではマコノキーと彼の上司に当たるサー・ジョージ・ジップスとの関係についてS・C・マカロックが一九五七年に発表した論文に依拠して、マコノ

キーの業績を歴史的なコンテキストのなかで考察したいと思う。なお、一九五六年にはJ・B・バリーが「犯罪学の先駆者」の一人として「アレクサンダー・マコノキー（一七八七年～一八六〇年）<sup>(30)</sup>」を発表しているが、このJ・B・バリーの論文も後に参照したいと思う。

S・C・マカロックの論文「サー・ジョージ・ジップスとキャプテン・マコノキー」は副題が「ノーフォーク島で試みられた行刑改革（一八四〇～四四年）」であり、次のように始まる。すなわち、

「サー・ジョージ・ジップスはニュー・サウス・ウェールズの歴史にとつて決定的な時期の一つ（一八三八～四六年）においてその総督であった。この時期というのは、まさにオーストラリア全体にとつて決定的な時期だった。彼の在任期間中、一八五〇年以前の三大主要問題が争われた。すなわち、イギリス本国から植民地オーストラリアへの囚人輸送の是非、より自由主義的な国家構造の要望そして大牧場主の土地占有権の保証を目指す闘争である。第一番目の争点は、ニュー・サウス・ウェールズへの本国イギリスからの囚人輸送が終了した一八四〇年に決着した。とは言え（ニュー・サウス・ウェールズの司法権のもとにあった）ノーフォーク島とヴァン・デールメンス・ランドに有罪判決を受けた人々は送られ、イギリス本国の植民省はキャプテン・アレクサンダー・マコノキーによつてノーフォーク島に導入されることになる行刑改革上の実験を許可したのである。<sup>(31)</sup>」

アレクサンダー・マコノキーは一七八七年エディンバラに生まれ、早く父親を亡くし、後にスコットランド最高裁判所判事となった叔父の庇護のもとで成長し、家族の反対に逆らつて英国海軍に入隊し、職業軍人の道を選んだ。そして一八五五年にキャプテンの地位で退役し、一八六〇年に七三年間の生涯を閉じた。

これだけの伝記的事項でマコノキーを見ると、一生を軍人として送つた人物のようにも見えるが、一八一五年頃（二八歳頃）に現役を退き、予備役に編入され、以後一八三三年（四六歳）にはロンドンのユニバーシティ・コレッジの初代地理学教授に就任していた。しかしその三年後に同職を辞し、海軍時代の友人のサー・ジョン・フランクリンがヴァン・デールメンス・ランド（今日のタスマニア）にその知事として赴任するに際して、彼の個人秘書としてオーストラリアに渡つた。そしてこの一八三七年（五〇歳）ヴァン・デールメンス・ランドにあつた当時「点数」制度を着想したとS・C・マカロックは書いている。この点に関しては、それ以前に着想し



ていたとの解釈もあることが注記されている。<sup>(32)</sup>そしてさらにマコノキーについてこう書いている。すなわち、

「彼にはすべての悪の根源は固定され、短縮し得ない時間が宣告されることであつた。なぜなら、それが囚人の大敵となるからである。これに対して、(中略)労働と良き行ないにおいては時間を計測すべきことを助言した。これまで続いて来た肉体への強制の代わりに、努力への力強い動機があれば、人間は退歩するより進歩するものだ」と彼は感じたのであり、彼の点数制度はあとから自然に付いて来たのである」<sup>(33)</sup>。

まさしくこのマコノキーの発想のなかに本稿第一節で言及した「不定期刑の宣告制度」の濫觴があつたわけであるが、マコノキーの「刑罰は目的であるべきではなく、刑事政策の手段に過ぎない」<sup>(34)</sup>との判断は、「当時は、そして今日の英国の刑事制度においても、当の事柄としてはなお革命的であり、ヴァン・ディーメンズ・ランドの当局者にショックを与えたことは、理解出来ること」<sup>(35)</sup>であつて、彼の提案には彼の雇い主であり、ヴァン・ディーメンズ・ランド知事たるサー・ジョン・フランクリンは反対し、結局彼を罷免するに至つた。

しかし、マコノキーの提案はイギリス本国の議会の知るところとなり、議会に支持者を得た。本国政府にとつては準備をしていた問題であつたノーフォーク島の改革「ほぼ長さ五マイル、幅三マイルで、氣候に恵まれ、シドニーの東北東一〇〇〇マイルの西太平洋上に位置する」、「自然の要塞」<sup>(36)</sup>たる刑務所改革「に関して、一八三九年五月に本国の植民省次官ノーマンビー卿はニュー・サウス・ウェールズ総督サー・ジョージ・ジップスに対して改革原案を示し、同時に新しい刑務所長の人選に関してマコノキーの名前を挙げたが、「人選に関してはジップスがフランクリンに接触した後マコノキーに対して尤もな反対意見を抱くならば、ジップスの判断に任す」<sup>(37)</sup>とした。ジップスはヴァン・ディーメンズ・ランドに特使を派遣して、フランクリンから「私たちの私的な意見の相違が公になり、マコノキーの将来の昇進を妨げることは望まなかつた」<sup>(38)</sup>との返答を得て、マコノキーの就任が決まつた。

一八三九年一月にニュー・サウス・ウェールズの首都シドニーに急いで向かい、ジップスと会見した時のことを、マコノキーは次のように回顧していた。すなわち、

「サー・ジョージ・ジップスは大変好意的に私を迎え、彼自身の経験から来るところのある種好ましからざる傾向は隠れもな

ったが、現行制度に関する私の見解に完全に同意してくれた。しかし、彼は私の主張のすべてに亘って同意する気持ちにはなっていないかったということ、そのことに私自身は気付かなかったと自分をいつわるつもりはない。彼はとても優れた人間であり、公正で公平でかつ気高いが、しかし徹頭徹尾軍人であった。彼が崇拜するのは秩序と規律であり（中略）、そして私は調停しようとしても極めて困難な我々の間の相違点をここで早くも予感したのである。彼は取るに足らぬ權威を過大評価し、そして私が私の制度全体をその上に基礎づけたとも言える、説得の仕方と私が呼ぶものを過小評価したのである。<sup>(39)</sup>

このシドニーでの会見を経て、マコノキーは西太平洋上の行刑改革の実験場ノーフォーク島に一八四〇年三月六日に着任した。<sup>(40)</sup> ジッブスは自らの監督下でマコノキーの刑務所改革が実施されることを承認したのだが、そのスタートに際してジッブスとマコノキーの間では、「点数」制度は「イギリス本国から直接にやって来る新しく有罪判決を受けた者」つまり「初犯者」への行刑としてのみ行なわれることが合意されていた。換言すれば、この初犯者用と「ニュー・サウス・ウェールズから送られて来る」<sup>(41)</sup> 再犯者用の二種類の行刑制度を「ほぼ長さ五マイル、幅三マイル」という小さな島で行なうという趣旨の合意があったことになる。確かにマコノキー自身は彼の実験は「初犯者」に対してのみ試されるべきものであり、初犯者と再犯者の両方がいるノーフォーク島は彼の実験場としては相応しくないと抗議したが、聞き入れられず、ノーフォーク島への赴任となっていたのだった。

S・C・マカロックはこの一八四〇年三月にノーフォーク島で活動を開始したマコノキーに関して、こう書いている。すなわち、  
 「マコノキーは到着して直ちに、『初犯者』用と『再犯者』用という別個の制度を運用することをすれば、この島の狭さからして、またすべての建物が互いに他の建物の裏庭に立っているという事実からして、彼の実験は失敗することに気が付いていた。それゆえ、彼は間髪を置かずに基幹に触れる次のような決定を行なった。すなわち、両集団を合流させ、『再犯者』が点数制度に参加することを許した。<sup>(42)</sup>」

このマコノキーの決定をジッブスはどう受け留めたのか。S・C・マカロックはさらにこう書いている。すなわち、

「彼（ジッブス）は『初犯者』を『再犯者』と合流させ、かくして再度の有罪判決を受けた者についての規律と管理の仕方を変更することは違法であると確信し、マコノキーがシドニーを出発する前に彼が警告していたこと、すなわちマコノキーがその二集

団を合流させることがあつてはならないと命じていたことをマコノキーに思い出させた。ジップスは法的小および行刑学的にマコノキーと対立したのだ<sup>(44)</sup>。」

ジップス自身の言葉を引用すればこうである。すなわち、

「私はノーフォーク島にいる囚人全員ないし任意の数の囚人を、キャプテン・マコノキーによって割り振られた点数を獲得したからと言つてすぐさまニュー・サウス・ウェールズに連れ戻すことを約束することは出来ないし、もし連れ戻すならこの植民地に惹起するであろう結果は、考えてみる迄もなく余りに深刻である。既に私はノーフォーク島で今起りつつある事柄に関する報告が、ニュー・サウス・ウェールズで有罪判決を受けた者たちの間で常に抱かれています、ノーフォーク島に輸送される健全な恐怖心を打ち壊してしまうことを恐れており、その一方で少なくとも当面のところ、私の権限内でノーフォーク島への輸送の代わりに他の種類の刑罰を執行することは出来ない。」<sup>(45)</sup>

ジップスからの「違法」であるとの警告に直面しても、マコノキーは持論の正当性を自ら否定することなく、ノーフォーク島での行刑上の実験を続行したのだ。

本国の植民省次官ジョン・ラッセル卿はニュー・サウス・ウェールズ総督サー・ジョージ・ジップスに対して一八四〇年九月一〇日付の書簡で次のように書き送っていた。すなわち、

「矯正が刑務所制度の唯一の目的たるべきとするキャプテン・マコノキーの理論に対する、ここに同封する報告書を作成した政府諸部署と私が意を共にする異論にも係わらず、私はなお彼の直接の監督下で実験が試みられることを願うが、もしノーフォーク島において彼の運営の仕方から瑕疵が生じているのを発見した場合、貴官が彼を更迭することについては十分に理解するところである。」<sup>(46)</sup>

こうした書簡から、イギリス本国政府はノーフォーク島やヴァン・デールメンズ・ランドでの改革の必要性認識は抱き、かつノーフォーク島の改革の実施を当面はマコノキーの手に委ねながらも、その改革案の内容それ自体を評価していたわけではなかったことがわかる。これは統治の人事権を持つ側にとっては「再犯者への再度の処罰」という難問解決を新刑務所長に期待はしても、その刑務所長

が掲げる「矯正が刑務所制度の唯一の目的」だとする理論に対しては当初から不信の念を抱き、いつでも彼を更迭する用意はあったわけである。

確かに、実験が開始された、その一八四〇年中にノーフォーク島における「矯正的行刑規律」の新制度たる「点数」制度が打ち切られることはなかったが、しかしマコノキーが継続的にノーフォーク島で実験に従事することが出来たのは「植民省が一八四二年一月二五日付でマコノキーの解任を決定<sup>(47)</sup>」するまでの、二年八ヶ月間であったと言えるのではないか。その間のマコノキーについて、一八四二年五月五日付の『シドニー・ヘラルド』紙は彼が行なっていることを「説得と愛撫の新奇理論」と酷評し、さらに次のように報じていた。すなわち、

「彼はその有罪判決を受けた少年たちを大勢の学者として、その有罪判決を受けた大人たちを大勢の学生として扱った。つまり彼が意図した刑務所とは大きな学校、潤沢な資金を持った大学、壮大な規模の高等学校だったのである。」<sup>(48)</sup>

マコノキーの後任はメイジャー・J・チャイルズ<sup>(49)</sup>であり、彼の着任と共に「ノーフォーク島はヴァン・ディーメンズ・ランドに編入されることになり、同島での拘留は有罪判決を受けた者にとっては輸送の五段階のうちの第一段階となることとなった。」<sup>(50)</sup>

S・C・マカロックは一八四四年二月まではマコノキーがノーフォーク島に滞在していたが、その一八四四年「二月末までにはマコノキーの実験の痕跡はほとんどすべて消し去られた」と書いている。しかし、ノーフォーク島から離れてからも「マコノキーは彼の理想を捨てなかつた」<sup>(52)</sup>のであり、「英国のヒューマンリストの名簿のなかで、彼の名前は高位に位置しなければならぬ」と、マコノキーに関する評価の低い現状を示唆して、その論文を結んだ。またJ・B・バリーはその論文「アレクサンダー・マコノキー（一七八七年～一八六〇年）」のなかで、S・C・マカロックと同様にマコノキーに関する評価の低さに言及し、次のように書き出していた。すなわち、

「人類が人類に対して恩恵を与えた者たちよりもむしろ迫害を与えた者たちの方を印象深く記憶するということは常識だが、ヒューマンリストの運動の先駆者たちが労苦を刻んで来た分野において、その後継者たちから忘却されあるいは軽視される速さには時としてむしろ驚かされる。キャプテン・アレクサンダー・マコノキー（中略）の運命はその一例である。」<sup>(54)</sup>

さらにJ・B・バリーはこうも書いている。すなわち、

「ヴァン・ディーメンズ・ランドで彼が出会った光景は痛ましく野蛮な刑罰であったことは当の犠牲者だけではなく、その刑罰を採用する当の社会をも貶めるものである。」<sup>(55)</sup>

この一九五六年に発表されたJ・B・バリーの論文の中の言葉は、台湾総督府による統治時代に、日本国内では施行されていない笞刑を台湾に導入しようとした際、台湾法院長鈴木宗言がこれを「適當なる措置」と承認したのに対して、小河滋次郎が「此の心を以て此の刑を作る、左らぬたに弊害多かるへき笞刑の前途其の如何に社會を蠱毒（とどく）するの甚しきや」と批判したことを思い出させ。J・B・バリーより半世紀前の発言であった。一方、このJ・B・バリーは、その一九五六年の論文のなかで、一八四二年に刊行されたマコノキーの『犯罪と刑罰』のなかの一節「個人が犠牲になる時には、間違いなく、公衆も間接的に傷つく」<sup>(57)</sup>を引用していた。小河滋次郎より半世紀前の発言であった。

- (27) Mary Carpenter, *Reformatory Prison Discipline, as developed by the Rt. Hon. Sir Walter Crofton in the Irish Convict Prisons*. Reprinted from the 1872 Edition. (Montclair, New Jersey: Patterson Smith, 1967), Introduction, xiii.
- (28) *Ibid.* xiv.
- (29) *Ibid.* xv.
- (30) John Vincent Barry, Pioneers in Criminology: XII. Alexander Maconochie (1787-1860), “*The Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science*”, Vol.47, No.2 (1956), pp.145-161.
- (31) S. C. McCulloch, Sir George Gipps and Captain Alexander Maconochie: The Attempted Penal Reforms at Norfolk Island, 1840-44, “*Australian Historical Studies*”, Vol.7, Issue 28 (1957), p.387.
- (32) *Ibid.*, p.388. への原注の注をKathleen Fritzpatrikによる解釈を参照。
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p.389.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*

- (37) *Ibid.*, p.390.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*, p.391.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*, p.392.
- (44) *Ibid.*, p.393.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.*, p.392.
- (47) *Ibid.*, p.401.
- (48) *Ibid.*, p.400. なお、S・C・マカロックが(こ)で引用している新聞記事において、刑務所が学校になっているとの軽侮の論調は、処遇としての教育刑が常識となっていない時代を伝えていて興味深い。またマコノキーによる行刑理論における演劇の要素に関して「女王陛下の誕生日にポンチ酒を振るまい、演劇の実演で楽しんだ」(三九三ページ)とある。この点では以下の著書を参照。Robert Jordan, *The Convict Theatres of Early Australia 1788-1840* (Hertfordshire: University of Hertfordshire, 2002).
- (49) *Ibid.*, p.404.
- (50) *Ibid.*, p.401.
- (51) *Ibid.*, p.405.
- (52) *Ibid.* なお、一八四九年にマコノキーがバーミンガムの刑務所長に招聘され、一八五一年にその職を辞した後、同刑務所で起こった不正事件に関しは、以下の論文を参照。Dawn Roberts, 'The Scandal at Birmingham Borough Gaol 1853: A Case for Penal Reform,' *Journal of Legal History*, Vol.7 (3), 1986, pp.315-341.
- (53) *Ibid.*
- (54) John Vincent Barry, *Pioneers in Criminology: XII. Alexander Maconochie (1787-1860)*, *op. cit.*, p.145.
- (55) *Ibid.*, p.147.
- (56) 小河滋次郎『答刑論 全』(パンフレット) 四九ページ。拙稿「小河滋次郎とその時代」、前掲書二四八ページに引用。

#### 四、終わりに―

前節で紹介したように、マコノキーは一八三九年の段階で、刑務所という「社会のなかで社会に対する準備が行なわれ」ることで、出所後に社会のなかで生きる「足場が確保される」ことになると思っていた。この考え方は、ブロックウエーが一九一二年に刊行した自伝『刑務所勤務の五十年』のなかの言葉から引用すれば、例えば、次の個所に現れているそれと重なるところ大であろう。すなわち、

「刑務所長は収容者たちが、主として社会への復帰のための準備としての訓練に役立ち、かつ間接的には賃金を稼ぐために、機械作業あるいはその他の生産作業に雇用されるべきだと思つてゐる。<sup>(58)</sup>」

この「社会への復帰」(return to society) という事柄をブロックウエーは別の個所では「リハビリテーション」(rehabilitation) という言葉で表現している。すなわち、

「受刑者の矯正は、さらなる犯罪から公共社会を守るに適した手段を十分に持つていれば、リハビリテーションを必ず含むはずである。リハビリテーションとは、改心した個人が勤勉で秩序正しく暮らす人たちの集団のなかに再吸収され、以前の過ちと収監されていたということが人々の記憶の中から、また自己を貶めようとする自身の心の中からも、徐々にだとしても完全に、消えて行くことを意味する。<sup>(59)</sup>」

問題は、こうしたマコノキーやブロックウエーに見られる「社会のなかで社会に対する準備」を行なうこと、「リハビリテーション」を目指す行刑理論の意義を認めようとする人々の存在である。個人(受刑者)の福祉と社会の安全の両方を考えるのが今日の行刑学であるとする時、本稿第二節で引用した「紀律ヲ嚴ニシテ、其破リタル紀律ニ服セシムル」(明治四一年の小山温監獄局長演説)という紀律一辺倒の行刑政策は、行刑学的論争に値するか否かは別にして、「リハビリテーション」を目指す行刑理論の成立という問

題にとつては敵対するものだったわけである。本稿では最後にブロックウエーの自伝に描かれた、彼に対する批判者たちの存在について触れてみたいと思う。

ブロックウエーは彼が監督するニューヨーク州エルマイラ矯正所に向けられていた批判ということで、こう書いていた。すなわち、「我々の矯正の方法は単なる感情論であるとの誤った観念の帰結たる、一定の偏見に満ちた世論は、実際の事柄が知られるようになると共に消えていった。州議会議員と何人かの州行政官僚における無関心は、矯正所の運営がいかなる政治的党派性も排斥した故に、今日では州の刑務所制度のなかでの当該制度の重要性の高まりと共に注目へと転じた。<sup>(60)</sup>」

少なくともブロックウエーというエルマイラ矯正所長の場合、矯正所長の役割とは地元のニューヨーク州の立法部と政府からの理解を得ること、さらに世論 (public sentiment) からの支持を得ることであると考えられていたことが読み取れる。一八七六年にエルマイラに招聘される以前、一八五四年から一八六一年の七年間、同じニューヨーク州ロチェスターのモンロー郡刑務所長に在職した当時のことを回顧して、ブロックウエーは次のように語っていた。すなわち、

「刑務所は囚人を雇用し、収益を挙げることによつて自立的になるべきであり、刑務所に対する公的支出は工場設備を用意する費用に限定されるべきだという観念に充たされて、刑務所事業を選定し、組織することが最初に、そして自然にこの新しい郡刑務所の運営の主目的となつた。今日でも、経済的考察に最近では大部分取つて代わつた矯正的目標という光の中で、推進力となる原理―事業からの収益―の価値を疑うべきではない。というのは、その原理が当時にあつて市民生活上の主因だつたし、個人人の発達の基礎だつたのであり、かつ最新の分析で今現在そうなのであつて、良好な経済こそ世論が要求し、人々からの支持を確かなものにするのに必要とされるものなのである。<sup>(61)</sup>」

こうした、刑務所内で「事業からの収益」を挙げることによる刑務所改革のために、ブロックウエーはまず刑務所長たちの会合の際にその同僚の刑務所長たちに対して「その計画を説明し、提言する」<sup>(62)</sup>努力をしていったと述べている。同僚から始めて地元の議員、官吏そして世論へと売り込みを図り、それぞれから一定の支持を得て、改革を成功させようとの戦略は、一種のパブリック・リレーションズ (広報) の手法とも言えようか。結果として生ずる、刑務所改革への反発を当初から予想し、積極的に「アカウンタビリティ」<sup>(63)</sup>す



なわち説明責任を果たそうという民主主義的な姿勢とも解釈出来ようか。ここには先に言及したブロックウェーが言うところの「市民の社会環境においては相当に異な」という、アメリカの文化背景が確かにあるように思われる。そしてそのブロックウェーが少なくとも一人の同僚とは鋭く対立していたことを次に記しておきたい。その同僚とはハワード協会事務局長のウイリアム・タラックである。ブロックウェーは書いている。すなわち、

「例えば、英国・ロンドンのハワード協会はこれまでずっと刑務所建築および処遇に関して独房での隔離制度を提言する傾向にあり、その公刊される機関誌は広く配布され、そこではしばしば『エルマイラ制度』を悪し様に批判し、我々の矯正所を『王宮刑務所』と呼び、規律が寛大に過ぎるとした。事務局長のタラック氏はしばしば、彼の意見ではエルマイラ刑務所で提供される機会と衣食住の改善は一群の徹底した自由居住者たちによる犯罪を誘発するに十分だと公言して来た。タラック氏は彼が言及した自由居住者たちが、もしも悪辣な犯罪を犯しがちであるならば、自分自身の向上に懸命であったりはしないであろうということ、あるいはそのために自らエルマイラ矯正所の訓練に熱心に取り組もうとしていることなどはご存知なかったようだった。<sup>(64)</sup>」

確かにウイリアム・タラックはその著書『行刑および犯罪予防論』（第二版、一八九六年）の第四章「残虐な寛大さから生じる社会的犯罪」を、ブロックウェーのエルマイラ矯正所を念頭に置き、次のように結んでいた。すなわち、

「法律と行刑制度は『悪に手を染める者たちには恐怖』そのものであるはずである。そして、手ぬるく、かつ本質的に非効率的な仕方ですらうした犯罪を犯したものを扱おう、まったく不十分な判決、ないし楽しさと結びついた収監の制度はいかなるものでも、それ自体、コミュニティの最良の要素を損なう深刻かつ残虐な犯罪なのである。それが例え偽物の『ヒューマニズム』、あるいはもっともらしい『近代的改革』の外観のもとで、まことしやかに提唱されようとも。<sup>(65)</sup>」

個々の犯罪者の「犯罪」に対して、タラックは行刑当局がその犯罪者への処遇に誤る時、その誤った処遇方法を「社会的犯罪」と定義し、「われわれの監獄ないし行刑制度がわれわれが撲滅しようとしているその悪の製造において最大の拠点となり、最高の成果を挙げる仕組みに余りにもしばしばなっていることを、われわれは恐ろしい経験によって知るに至っている」と述べて、行刑の当局者が意識すべき自己批判の論理を展開していた。その「社会的犯罪」を「規律が寛大に過ぎる」エルマイラ矯正所が犯しているのだと批判する

側のタラックの主張と、批判されたブロックウエーの主張とを比較する時、少なくとも本稿第二節で扱った「作業」に関しては、小河は厳格に「作業ハ行刑ノ要素」という考え方をしていることから判断出来るように、マコノキー、ブロックウエーよりタラックに傾いた行刑学者だったと言える。前節の終わりでは、マコノキーと小河の親和性を確認しており、英米の行刑学者たちと比較することで、小河滋次郎をさらに丁寧の説明することが可能になると考えている。

- (58) Zebulon Reed Brockway, *op. cit.*, p.290.
- (59) *Ibid.*, p.78.
- (60) *Ibid.*, pp.299-300.
- (61) *Ibid.*, p.59.
- (62) *Ibid.*
- (63) Andrew Gordon, *A Modern History of Japan*, Second Edition (New York: Oxford: Oxford University Press, 2009) p.122. 「6箇所をアンドルー・ゴードンは明治憲法の立案者たる伊藤博文らに関して、「彼等は官僚と將軍に國民一般に対する特別なアカウンタビリテイ無しに支配し続けることを期待した」と書いている。立憲制以前の太政官制が明治二三年以後も消えることなく残ったという趣旨の説明だと解釈され得るが、明治政府の官僚の一人たる小河滋次郎に國民への「説明責任」を果たそうとの積極的な姿勢があつたか否かでは、ネガティブな印象を拭い得ない。
- (64) Zebulon Reed Brockway, *op. cit.*, p.341.
- (65) William Talack, *Penological and Preventive Principles*, Second and Enlarged Edition (London: Wertheimer, Lea & Co., 1896), p.117.
- (66) *Ibid.*, p.84. 拙稿「小河滋次郎の現代的意義について」『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第一九号(二〇〇八年)九ページ参照。

後記 本稿で引用した『自明治十七年十一月至昭和七年 刑務所長會同席上ニオケル訓示演述注意事項集』(刑務協會、昭和八年)は財団法人矯正協会・矯正図書館の所蔵であり、またこの刑務所長會同の前身たる、明治一七年に始まる監獄事務諮詢會に関する『監獄事務諮詢會記事』(矯正協会、昭和五〇年)については、一昨年度の本紀要論文にて利用させて頂いた。これまでに筆者は、故佐々木繁典氏、現館員飯島来紫江氏など同図書館員の皆様より多大な御好意を賜っている。記して謝意を表したいと思う。